

【新設】(仮想通貨信用取引に係る現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)

2-1-21の14 法第61条第7項《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》に規定する仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該取引に係る譲渡損益の額は、当該決済に係る約定が成立した日に計上する。

【解説】

- 1 仮想通貨信用取引は、仮想通貨交換業者（資金決済に関する法律第2条第7項《定義》に規定する仮想通貨交換業を行う者をいう。以下同じ。）から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいい（法61⑦）、具体的には、次のような取引を想定している。
 - ① 仮想通貨の買付け資金を仮想通貨交換業者から借り入れ、その借入資金を元手に仮想通貨の買付けをし（この場合、買付けた仮想通貨は信用の担保として仮想通貨交換業者が預かる。）、その後その買付けをした仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の売付けをして決済を行い、その仮想通貨の売付けにより得た資金あるいは手持ち資金をもって買付けに際し借り入れた資金を返済する取引。
 - ② 仮想通貨交換業者から仮想通貨を借り入れ、その借り入れた仮想通貨を元手にその仮想通貨の売付けをし（この場合、売付けた仮想通貨に係る対価の額に相当する金額は信用の担保として仮想通貨交換業者が預かる。）、その後その借り入れた仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の買付けをして決済を行い、その買付けにより得た仮想通貨をもって売付けに際し借り入れた仮想通貨を返却する取引。
- 2 仮想通貨信用取引に係る譲渡利益額は、仮想通貨の売付けに係る対価の額がその買付けに係る対価の額を超える場合のその超える部分の金額とされており、仮想通貨信用取引に係る譲渡損失額は、仮想通貨の買付けに係る対価の額がその売付けに係る対価の額を超える場合のその超える部分の金額とされている（法61①、法令118の6⑨）。

また、その譲渡損益の計上時期については、仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の買付けをし、その後その仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の売付けをして決済をする場合には、その売付けに係る契約をした日の属する事業年度に、仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の売付けをし、その後その仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の買付けをして決済をする場合には、その買付けに係る契約をした日の属する事業年度に、その譲渡利益の額又は譲渡損失の額を益金の額又は損金の額に算入することとされている（法61①、法規26の9九）。
- 3 ところで、上記1①の仮想通貨信用取引における「いわゆる信用買い」の手仕舞の方法として、仮想通貨の売付けにより得た資金をもって買付けに際し借り入れた資金を返済する方法に代えて、手持ち資金をもって借り入れた資金を返済する方法もあり、これにより、仮想通貨交換業者が預かっている買付けた仮想通貨をそのまま取得することができる（いわゆる「現引き」）。この現引きにより仮想通貨を取得した場合の所得の金額の計算については、その現引きにより取得した時の仮想通貨の時価とその買付けに係る対価の額として支払った金額との差額を、現引きにより仮想通貨を取得した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされている（法61⑨）。これは、売付けの方法により決済を

した後に別途仮想通貨を時価により購入した場合の処理と同様になる。

- 4 一方、上記1②の仮想通貨信用取引における「いわゆる信用売り」の手仕舞の方法として、仮想通貨の買付けにより得た仮想通貨をもって借り入れた仮想通貨を返却する方法に代えて、現に保有する種類を同じくする仮想通貨を返却する方法もある（いわゆる「現渡し」）。この現渡しにより仮想通貨を返却した場合の所得の金額の計算については、法人税法上は明確な規定はない。この点、現渡しによる決済は、買付けにより仮想通貨を返却する代わりに、現に保有する仮想通貨を返却して決済するものであり、このような取引も仮想通貨の譲渡であることに変わりなく、法人税法上、仮想通貨信用取引は手仕舞による決済を前提とした規定振りとされていることから、現渡しにより決済をする場合の譲渡損益の計上時期は、買付けにより決済をする場合と同様に、その現渡しの決済に係る約定日となる。本通達では、このことを明らかにしている。
- 5 なお、連結納税においても同様の取扱い（連基通2-1-21の14）を定めている。